2026年11月27日

各　位

会 社 名　　株式会社ＲＥＶＯＬＵＴＩＯＮ
代表者名　　代表取締役社長　砂川　優太郎
（コード番号8894　東証スタンダード）
問合せ先　　代表取締役社長　砂川　優太郎
（TEL．03-6627-3487）

2026年10月期決算短信の開示が期末後50日を超えることに関するお知らせ

当社は、2026年12月15日に予定しておりました2026年10月期決算短信の開示が、期末後50日を超える見込みとなりましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．2026年10月期決算発表の延期について

当社は、2026年11月５日付「第三者委員会の委員の選任及び第三者委員会に対する委嘱事項（調査対象・範囲）並びに第三者委員会の調査結果の開示時期に関するお知らせ」及び2026年11月12日付「改善計画の策定方針の実施スケジュールの再変更に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、株式会社東京証券取引所より、当社の内部管理体制等について改善の必要性が高いと認められ、2026年７月25日付で特別注意銘柄に指定され、今後、株式会社東京証券取引所による内部管理体制等に関する審査が行われることとなっているなかで、特別注意銘柄指定における改善計画の作成の基礎資料とすること及び当社の会計監査人である監査法人アリア（以下、「当監査法人」といいます。）からの指摘・要請などを踏まえて四半期連結財務諸表に対して公認会計士等による期中レビューを受けた2026年10月期第３四半期決算短信の公表に関連する必要な対応を行っていくことを目的として、日本弁護士連合会「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」に準拠した第三者委員会を設置し、当時の当社の子会社における取引の経緯、取引当事者の動機、社内の検討手続きおよび意思決定方法などにおいて不正会計や法令違反などの悪質な意図の有無、当社の親会社としての子会社管理体制の問題点および財務報告における内部統制上の連結決算手続きの問題点、子会社化におけるプロセスの問題点及び調査過程で判明した当社のガバナンス上の問題点を調査範囲に定めて調査を進めております。

また、当社は、当監査法人からの指摘事項及び要請事項を踏まえ、第三者委員会による調査結果を基礎として、事実関係の確認、必要な会計上の検討及び財務諸表への影響の精査を進めるとともに、当監査法人による監査手続に対応していく予定です。

しかしながら、第三者委員会による調査報告書の受領が2026年12月末を予定していることに加え、2026年10月29日付開示資料「四半期連結財務諸表に対して公認会計士等による期中レビューを受けた2026年10月期第３四半期決算短信の開示予定時期について」のとおり、当該開示資料公表時点ですでに、2026年12月中に四半期連結財務諸表に対して公認会計士等による期中レビューを受けた2026年10月期第３四半期決算短信を公表できない可能性が高いことを認識しており、 そのため、当社では、四半期連結財務諸表に対して公認会計士等による期中レビューを受けた2026年10月 期第３四半期決算短信の公表時期について、2027年１月下旬を目途としてお知らせしておりました。また、2026年６月15日に関東財務局に提出した2026年10月期半期報告書及び過去の有価証券報告書等の訂正等の対応についても、現時点で、2027年１月下旬を目途としております。当該調査結果を踏まえた会計上の検討並びに当監査法人による監査手続に相応の期間を要する見込みであることから、2026年10月期決算短信につきましては、期末後50日以内での開示が困難となる見込みであります。

２．今後の開示予定について

当社は、第三者委員会による調査及び当監査法人による監査手続に全面的に協力し、適正な財務報告及び決算開示の実施に向けて対応を進めてまいります。

2026 年 10 月期決算短信の開示予定日につきましては、現時点では 2027 年１月下旬頃を目途としておりますが、正式な開示予定日が決定次第、速やかにお知らせいたします。

また、第三者委員会による調査結果その他開示すべき事項が生じた場合には、速やかに公表いたします。

株主、投資家の皆様をはじめ、お取引先その他関係者の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をおかけしておりますことを深くお詫び申し上げます。

以　上